

通学用定期代 給付制度のご案内

高知県高校生通学費給付金



■ 支援内容

- 通学に必要な**定期券購入費用の一部**を支援
- 対象期間内の**通学用定期券が対象**となります
 - ※ 給付回数や金額の上限はありません
 - ただし、給付は予算の範囲内で行います

■ 対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※この期間以外の期間が含まれる場合は、日割りで支援対象額を決定します

■ 対象となる方

- 中山間地域等の高等学校※1の全日制及び定時制へ公共交通機関※2を利用して通学している生徒

※1 中山間地域等の高等学校とは以下の高等学校
室戸高等学校、中芸高等学校、城山高等学校、嶺北高等学校
高知追手前高等学校吾北分校、高岡高等学校
高知海洋高等学校（専攻科を除く）、佐川高等学校
窪川高等学校、橋原高等学校、四万十高等学校、大方高等学校
中村高等学校西土佐分校、宿毛工業高等学校、宿毛高等学校
清水高等学校

※2 公共交通機関は以下のとおり
路線バス、路面電車、鉄道、船舶

■ 申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください

■ お問い合わせ先

担当課 高知県教育委員会事務局 高等学校振興課

TEL 088-821-4727

受付時間 平日 8:30から17:15

■ 公式Webサイト

アドレス <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026030500271/>

高校生通学費給付金HP
(3月25日から公開)



詳細な内容については
「公式Webサイト」から
ご確認ください。

■ 申請方法

申請ができるのは **保護者等※3** 又は **生徒本人** です

※3 保護者又は「生徒が18歳に達するまで保護者であった者」をいいます

申請できる時期

以下の①、②のいずれが先に到達する日まで

- ① 通学用定期券の有効期間の最終日の30日前(有効期間が1カ月の通学用定期券は10日前)から有効期間の最終日の30日後まで
- ② 令和9年2月26日

※ただし、申請日が②である場合、給付申請書を学校に提出していただいた後、所定の時期に再度、通学用定期券の原本を確認したうえで、給付決定を行い、給付金を給付します

① 申請様式を高校生通学費給付金のホームページからダウンロードするか、学校の事務室で受け取る

② 申請書類に必要事項を記載し、添付書類を準備する

【申請書類(別記様式1及び2、3)】 ※別記様式3は該当者のみ
ア 高知県高校生通学費給付金申請書(兼実績報告書)
イ 誓約書
ウ 「**県税の完納証明書**」又は「**県税完納情報の提供に係る同意書**(別記様式3)及び身分証明書の写し」
※「**県税完納情報の提供に係る同意書**」については、一度提出いただくと年度内に再申請する場合の提出は不要です

【添付書類】
(全 員) 申請者の給付金振込口座の通帳の表紙を開いた次のページの写し
(該当者) 通学用定期券の券面に購入金額が表示されていない場合は領収書

③ 在籍する高等学校に申請書類一式と**通学用定期券の原本**を添えて提出する

※通学用定期券は申請書と照合後、その場でお返しします

④ 在籍する高等学校から高等学校振興課へ申請書が**送付**されます

⑤ 提出された申請書をもとに、高等学校振興課で**審査**を行い、**給付額を決定**のうえ、**給付金を給付**します

※提出していただいた申請書に不備等がある場合は、申請者に直接ご連絡します
※給付額が決定したら、その旨を在籍する高等学校を通じて通知します



通学の負担を減らし、学びの継続を応援します

